

高齢者講習の概要（平成29年3月12日施行）

～ 法改正の目的 ～

75歳以上の高齢運転者による事故情勢が厳しくなっていることから、認知機能（運転に必要な記憶力、判断力）の低下のおそれがある高齢者にタイムリーに医師の診断や安全運転支援（指導）を行えるようにするため。

～ 改正法の要点 ～

- ◆ 「臨時認知機能検査」と「臨時高齢者講習」の新設
- ◆ 「臨時適性検査制度」の見直し

～ 手数料の経過措置 ～

- ◆ 更新期間満了日における年齢が70歳以上の者であって、当該日が平成29年9月11日以前であるものに対する高齢者講習の手数料については、その者が高齢者講習を受講する場合には、改正前的高齢者講習手数料の規定が適用されます。

75歳未満

現行

高齢者講習（3時間）5,600円

改正

高齢者講習（2時間）4,650円

※合理化により高齢運転者の負担を軽減

75歳以上

現行

更新時（認知機能検査 650円）

第3分類 第2分類 第1分類

高齢者講習（2時間30分）5,200円

免許更新

一定の違反（信号無視等15項目）

臨時適性検査（医師の診断書）

認知症ではない

免許継続

認知症と診断

免許取消し又は停止

改正

更新時（認知機能検査 650円）

第3分類

第2分類

第1分類

高齢者講習（2時間）4,650円

高齢者講習（3時間）7,550円

認知症ではない

臨時適性検査又は診断書提出命令（医師の診断書）

認知症と診断

免許更新

免許取消し又は停止

一定の違反（信号無視等18項目）

臨時認知機能検査 650円

第3分類

第2分類

第1分類

前回の結果より低下していない場合

前回の結果より低下していない場合

認知症ではない

臨時適性検査又は診断書提出命令（医師の診断書）

前回の結果より低下した場合

臨時高齢者講習（2時間）5,650円

認知症と診断

免許継続

免許取消し又は停止

第1分類	記憶力・判断力が低くなっている方
第2分類	記憶力・判断力が少し低くなっている方
第3分類	記憶力・判断力に心配ない方

※講習手数料の額は小型特殊免許以外の場合